使用開始日 2025年6月7日



グローバル・ハイクオリティ 成長株式ファンド (限定為替ヘッジ/為替ヘッジなし)

愛称:未来の世界

追加型投信/内外/株式

- この目論見書により行う「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月6日に関東財務局長に提出しており、2025年6月7日にその効力が生じております。
- ■「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】 https://www.am-one.co.jp/

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

<u></u> 上次

第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 5
第1【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · 5
第2【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • 47
第3【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · 55
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • 96
第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • 98
第1【委託会社等の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • 98
約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • 145

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ)

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

(以下、総称して「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ/為替ヘッジなし)」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)」は「限定為替ヘッジ」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」は「為替ヘッジなし」という場合があります。

各ファンドを総称した愛称として「未来の世界」という名称を用いる場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示 することがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間:2025年6月7日から2025年12月8日まで

※取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。 ※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通

知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を 行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定 める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

「限定為替ヘッジ」「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチングができます。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社 にお問い合わせ下さい。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。 ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて 管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振 替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されま せん。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ①各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
 - ②各ファンドの信託金限度額は、各々1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

主として世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)(*1)に実質的に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

(*1)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ●グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式 (上場予定を含みます。)に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ●株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。
 - ●ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
 - ●マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(*2)に株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド(*3)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(*4)に再委託します。
 - (*2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。
 - (*3)モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。
 - (*4)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのシンガポール拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。なお、「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。

● 「限定為替ヘッジ」

実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。なお、一部の新興国通貨については米ドル売り/円買いの為替取引を行うことにより、為替変動リスクの一部低減をめざします。したがって、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

● 「為替ヘッジなし」

実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

為替取引前 為替取引後 外貨売り/円買いの 外貨建資産 外貨建資産 為替取引*を実行 (一部の新興国通貨建ての資産を除く)(注) (一部の新興国通貨建ての資産を除く)(注) (円に対する為替変動リスクあり) (円に対する為替変動リスクは低減) 限定為替ヘッジ -----この部分は 一部の新興国通貨建ての資産(注) 米ドルに対する為替変動 米ドル売り/円買いの (米ドルに対する為替変動リスクあり) の影響を受けます。 為替取引*を実行

限定為替ヘッジによる為替変動リスク低減のイメージ図

*当該取引を行っても為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 (注)マザーファンドを通じて実質的に投資している資産

「限定為替ヘッジ」では、マザーファンドを通じて実質的に投資しているすべての投資資産の通貨について対円での為替ヘッジを行うわけでなく、一部の新興国通貨については当該通貨建資産を米ドルに換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り/円買いの為替取引を行うことを基本とします。

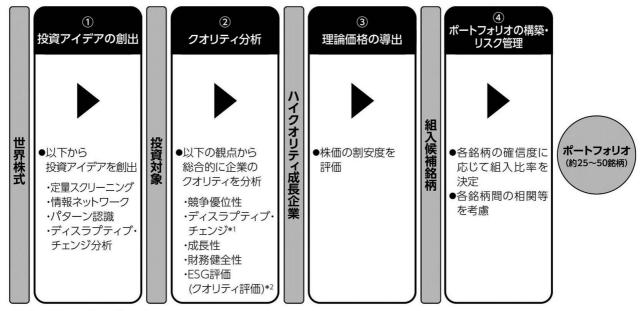
これにより、外貨建資産については対円での為替変動リスクが低減されますが、一部の新興国通貨建ての資産については、その通貨が米ドルに対して下落した場合は基準価額の値下がり要因に、上昇した場合には値上がり要因になります。

※円の金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分程度のコストがかかります。

運用プロセス

当ファンドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのグローバル・オポチュニティ株式運用戦略を用いて運用を行います。

持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業のうち、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。



定量スクリーニング

・成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。

情報ネットワーク

・企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。

パターン認識

・成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。

ディスラプティブ・チェンジ分析

- ・新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。
- *1 革新的変化の中で、持続的に成長可能なビジネスモデルを持っていること
- *2 環境や社会のネガティブな影響が限定的であることや企業統治が強固であることの評価
- ※上記はマザーファンドの運用プロセスです。
- ※運用プロセスは、2025年3月末現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。 出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとに委託会社作成

■モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのご紹介

- ●モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。
- ●世界20ヵ国以上にある拠点を通じて、株式、債券等の伝統的資産運用のほか、ファンド・オブ・ファンズや非上場市場への直接投資等、さまざまな運用戦略および運用サービスを世界の投資家に提供しています(2024年12月末現在)。
- ●2024年12月末現在の運用資産総額は、約1兆6,656億米ドル(約263.5兆円*)にのぼります。
 - *1米ドル=158.18円(2024年12月末)で換算。
 - 出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのデータをもとに委託会社作成

■分配方針

年1回の決算時(毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 债 券
平 位坐 次 信	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ	
迪加至 权信	従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。	
	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産	
内 外	による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものを	
	いいます。	
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主た	
株 式	る投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの	
	をいいます。	

○属性区分表

「限定為替ヘッジ」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	(限定ヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他		ファンズ	
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券				
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他		ファンズ	
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券				
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載 しております。

⁽注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

_	
	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じ
	て、主として株式 (一般) へ実質的に投資する旨の記載があるものをい
その他資産	います。また株式(一般)とは、大型株、中小型株の属性にあてはまら
(投資信託証券	ない全てのものをいいます。
(株式 一般))	(注)商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対
	象資産はその他資産(投資信託証券(株式 一般))に分類されま
	す。
年 1 同	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載がある
年 1 回	ものをいいます。
グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本
(日本含む)	を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・
ファミリーファンド	ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するも
	のをいいます。
	目論見書または投資信託約款において、為替の限定ヘッジを行う旨の記
為替ヘッジあり	載があるものをいいます。
(限定ヘッジ)	限定為替ヘッジについての詳細は、前述の「ファンドの特色」をご参照
	ください。
	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわ
為替ヘッジなし	ない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載が
	ないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

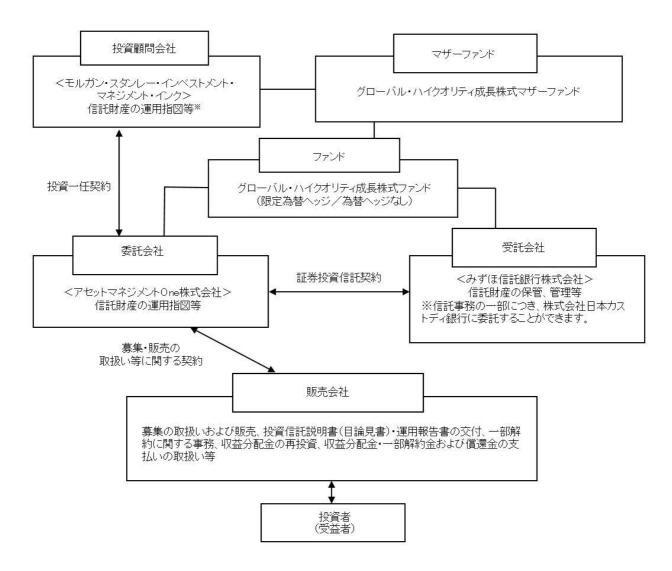
2016年9月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2023年8月30日 信託期間を2046年9月6日までに変更(当初は2026年9月4日まで)

信託報酬率(税抜)を「年率1.7%」から「年率1.5%」に引き下げ

2025年6月7日 信託財産留保額の撤廃

(3) 【ファンドの仕組み】



※モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の 指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミ テッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再委託し ています。

「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の 再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定 めたものです。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク) との間において、グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に 関する権限の一部を委託する契約を締結しております。※

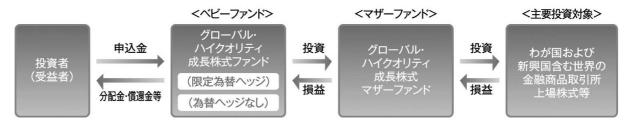
当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

※モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用 の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・ リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再 委託しています。

●「ファミリーファンド方式」とは●

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金を まとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証 券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2025年3月31日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立

1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日

DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年3月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28, 000株 ^{※1}	70. 0% [*] 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% [*] 2

※1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

※2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生 命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ①グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国および 新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) (*) に実質的に投資を行 い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - (*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書 等を含みます。
- ②マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③実質的な組入外貨建資産に対する為替取引は、各ファンドによって以下のとおりとします。

「限定為替ヘッジ」

原則として対円での為替へッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。なお、一部の新 興国通貨については米ドル売り/円買いの為替取引を行うことにより、為替変動リスクの一部 低減をめざします。

「為替ヘッジなし」

原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に 定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約 款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
- 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券

- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. \sim 12. の証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- 15. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で上記22. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記13.および上記18.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記7.までの証券ならびに上記13.および上記18.の証券または証書のうち上記2.から上記7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14.の証券および上記15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

(参考) 各ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行いま
	す。
主な投資対象	わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みま
	す。) ^(*) を主要投資対象とします。
	(*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証
	券および証書等を含みます。

投資態度

- ①主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) (*) に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - (*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する 証券および証書等を含みます。
- ②ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の 競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業 (「ハイ クオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と 判断される銘柄を厳選して投資を行います。
- ④株式等の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再委託します。
- ⑤株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑥組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

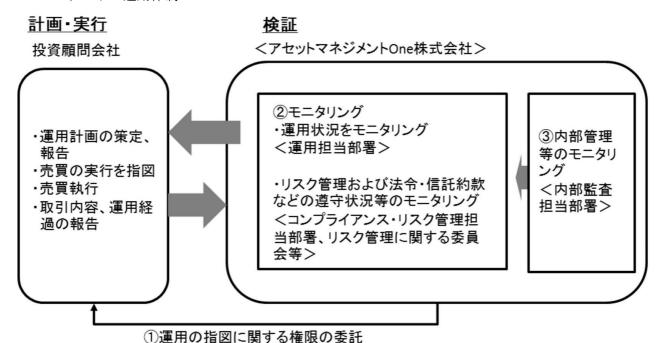
主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引は行いません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には 利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託 財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが投資対象とするグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドはモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクにグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。※ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは投資一任契約に基づいてグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

※モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた 運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・ アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カ ンパニーに再委託します。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリング し、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検(デューデリジェンス)を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの運用指図権限の委託先の運用体制は以下の通りです。

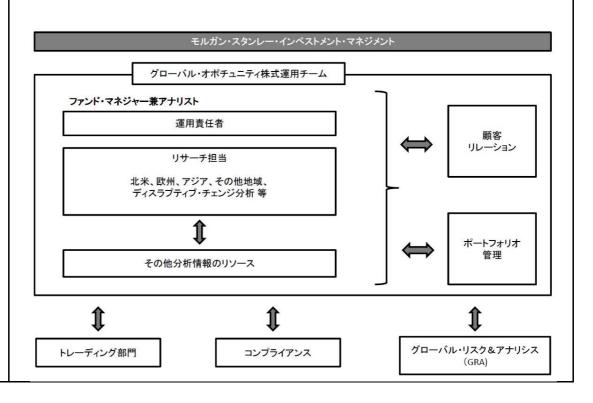
当マザーファンドは、信託財産の運用指図に関する権限の一部をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに委託します。*

*モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の 指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミ テッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再委託し ます。

運用体制

- ■当ファンドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの「グローバル・オポチュニティ株式運用チーム*」が、チーム制による運用を行います。
 *同チームは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、
 モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに所属するメンバーで構成されます。
- ■同チームは、ボトムアップのファンダメンタルズ分析に基づき、持続的に競争優位性 が高く、長期的成長が期待される企業を厳選し、長期投資を行います。
- ■ファンド・マネージャーは、投資候補企業や長期的テーマに関する議論に参加し、継続的に互いに協力する体制をとっています。地域やセクターを超えた分析に基づいて、短期的な事象にとらわれることなく、大局的な視点から多様な投資アイデアを創出することが重視されます。
- ■投資候補企業の優位性と成長性のクオリティを精査し、バリュエーション評価にもとづいて、最良と考えられる投資アイデアに集中投資するポートフォリオを構築します。
- ■取引の執行は、運用チームから分離されたトレーディング部門が行います。

■運用チームによるポートフォリオのリスク管理とは別に、運用部門から独立したグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門(GRA)が、運用戦略毎の定量的・定性的分析を実施し、運用リスクのモニタリングを行います。分析結果は運用チームだけでなく、各ビジネス部門の責任者およびリスク・コミッティにも報告されます。



※上記体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時(原則として毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲
 - 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 分配対象額についての分配方針
 - 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対 象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用方針
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。

2 収益の分配方式

- (1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に 類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財 産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」と いいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および

地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売 買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当す る金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損 金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2) 上記1. および2. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 (約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 (約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)
- ③株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資制合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)
- ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 (約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3)投資制限)
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率

は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

⑧投資する株式等の範囲(約款第20条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株 予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、 委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲(約款第21条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1) の信用取引の指図は、次の1.~6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債 の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、また は信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5. に定 めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総

- 額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) との合計額 の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有 価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッ ジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受 益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証 券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月まで に受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払 金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受 益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみな した額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産 の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託 受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、 かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記 (2)投資対象③運用の指図範囲等の1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融 商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利 払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財 産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に 占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等なら びに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション 取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回 らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引 所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取 引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引 所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけ るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等の1. ~4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限 月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用 の指図範囲等の1.~4. に掲げる金融商品で運用している額(以下2. において「金融商品運用 額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金お よび償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める マザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金 融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、 ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額か ら保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財 産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザー ファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をい います。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取 る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託 受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外 貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金およ び償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3) においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本 の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受 益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- ⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)
 - 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利 先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
 - 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 上記3) においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本 の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受 益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかか るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンド の信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額 に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。
 - 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5) において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいま

す。以下5)において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 6)上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本 の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受 益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかか るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファン ドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資 産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額を いいます。
- 7)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- 8)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- ③デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理 的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.~2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- ⑤特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には、制約されることがあります。

16外国為替予約取引の指図(約款第28条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売

予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 上記2) においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 上記2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

①資金の借入れ(約款第34条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑱同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

○業種および個別銘柄選択リスク

業種および個別銘柄選択による投資は、株式市場全体の動きと基準価額の値動きが異なる要因となる場合があります。

ファンドは、実質的に業種および個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でもファンドの基準価額は下がる場合があります。

○為替リスク

[「限定為替ヘッジ」]

為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。

ファンドは、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替へッジを行い為替リスクの低減 をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があり ます。また、為替へッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程 度のコストがかかることにご留意ください。

なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、一部の新興国通貨については米ドルを用いた代替ヘッジを行います。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、米ドルと一部の新興国通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

「「為替ヘッジなし」

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替へッジを行わないため為替変動の 影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準 価額が下がる要因となります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因 となります。

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等 により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引 できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ○各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- ○各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引 市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期 待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基 準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに 受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があ ります。
- ○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと で、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

- ○「限定為替ヘッジ」「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは 販売会社にお問い合わせください。
- ○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- ○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- ○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドに つき受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、 当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

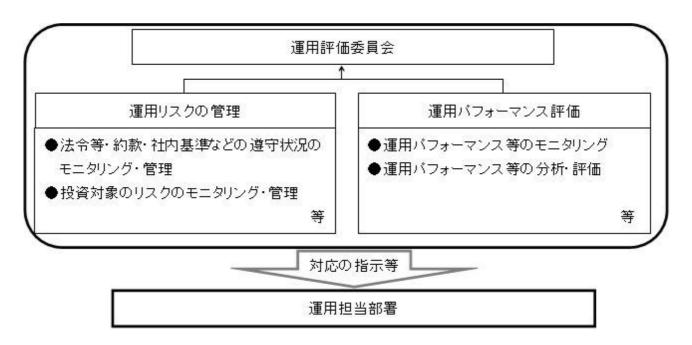
• 注意事項

- イ.ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券(実質的に外貨建資産へ投資する場合に は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構 の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基 金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の 流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運 用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。
- ※リスク管理体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

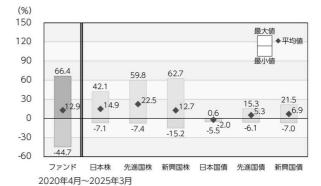
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

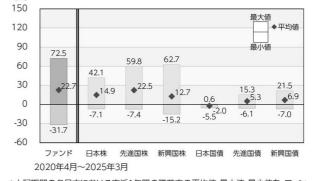
「限定為替へッジ」





「為替ヘッジなし」





- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSC)コクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他ー切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
	(配当込み) MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) NOMURA-BPI国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) JPモルガンGBI-EMグローバル・

(%)

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める 手数料率を乗じて得た額とします。

- ※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。
- ※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。
- ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65% (税抜1.50%)

支払先	内訳 (税抜)	主な役務
委託会社	年率0.925%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の
		算出等の対価
販売会社	年率0.530%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口
		座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.045%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等
		の対価

- ※信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
- ※各ファンドの信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ 月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかか る消費税等相当額とともに各ファンドの信託財産から支払われます。
- ※委託会社の信託報酬には、グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.575%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。
- ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ○信託財産留保額 ありません。
- ○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金 の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。
- ※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

- ◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。
- ○個人の受益者に対する課税
 - ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) ※については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場

株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「限定為替ヘッジ」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象、「為替ヘッジなし」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税 (復興特別所得税を含みます。)および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入 者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報)ファンドの総経費率 ------

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
「限定為替ヘッジ」	1.77%	1.65%	0.12%
 「為替ヘッジなし」	1.77%	1.65%	0.12%
	•		/==v=xb+;#+mxb=1.\

(表示桁数未満を四捨五入)

[※]対象期間:2023年9月7日~2024年9月6日

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

[※]なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

[※]費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)

2025年3月31日現在

資	産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		57, 688, 758, 909	98. 07	
	内 日本	57, 688, 758, 909	98. 07	
コール・ローン、その他の資	資産 (負債控除後)	1, 137, 561, 452	1. 93	
純資産総額		58, 826, 320, 361	100.00	

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

2025年3月31日現在

資	産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		746, 067, 438, 263	99. 29	
	内 日本	746, 067, 438, 263	99. 29	
コール・ローン、その他の資	F産(負債控除後)	5, 309, 497, 958	0.71	
純資産総額		751, 376, 936, 221	100.00	

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド

2025年3月31日現在

	資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式		1, 019, 869, 453, 927	96.84
	内 アメリカ	566, 044, 861, 199	53. 75
	内 ケイマン諸島	77, 084, 209, 575	7. 32
	内 フランス	74, 847, 399, 673	7. 11
	内 インド	67, 232, 597, 503	6. 38
	内 ルクセンブルグ	55, 665, 528, 675	5. 29
	内 デンマーク	47, 754, 412, 581	4. 53
	内 イタリア	31, 836, 971, 196	3.02
	内 カナダ	24, 131, 054, 875	2. 29
	内 台湾	23, 442, 345, 785	2. 23
	内 イギリス	16, 490, 292, 140	1.57
	内 オランダ	15, 698, 727, 524	1.49
	内 日本	9, 684, 288, 000	0.92
	内 スイス	6, 789, 927, 173	0.64
	内 韓国	3, 166, 838, 028	0.30
コール・ローン、	コール・ローン、その他の資産(負債控除後) 33,		3. 16
純資産総額		1, 053, 160, 368, 124	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)

2025年3月31日現在

順	銘柄名	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率	投資
位	発行体の国/地域			簿価金額	評価金額	(%)	比率
				(円)	(円)	償還日	(%)
1	グローバル・ハイクオリ ティ成長株式マザーファン ド	親投資信託受	11, 448, 453, 842	4. 3176	5. 0390	_	98. 07
	日本	益証券		49, 430, 462, 869	57, 688, 758, 909	_	

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98. 07
合計	98. 07

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	グローバル・ハイクオリ ティ成長株式マザーファン ド 日本	親投資 信託受 益証券	148, 058, 630, 336	4. 3149 638, 871, 814, 153	5. 0390	_	99. 29

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 29
合計	99. 29

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお	860, 235	78, 239. 69 67, 304, 523, 611	86, 234. 16 74, 181, 646, 756	-	7.04

	LIDED WESTING OUTES THE	ビス		10.050.00	10 055 55		
2	UBER TECHNOLOGIES INC アメリカ	株式 陸上運輸	5, 582, 595	10, 653. 29 59, 473, 059, 313	10, 877. 57 60, 725, 123, 720	_ 	5. 77
3	MERCADOLIBRE INC アメリカ	株式 大規模小 売り	190, 999	304, 891. 35 58, 233, 944, 126	306, 227. 42 58, 489, 132, 214		5. 55
4	SPOTIFY TECHNOLOGY SA ルクセンブルグ	株式 娯楽	663, 438	50, 762. 96 33, 678, 082, 768	83, 904. 64 55, 665, 528, 675	- -	5. 29
5	DOORDASH INC アメリカ	株式 ホテル・ レストラ ン・レ ジャー	2, 037, 743	19, 297. 35 39, 323, 044, 542		_	5. 28
6	SERVICENOW INC	株式 ソフト ウェア	455, 060	124, 909. 00 56, 841, 093, 180	119, 281. 07 54, 280, 046, 080		5. 15
7	DSV A/S デンマーク	株式 航空貨 物・物流 サービス	1, 617, 240	26, 607. 00 43, 029, 904, 680	29, 528. 33 47, 754, 412, 581	1	4. 53
8	AMAZON. COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1, 432, 059	26, 598. 11 38, 090, 066, 818	28, 815. 49 41, 265, 488, 094	_ _	3. 92
9	SCHNEIDER ELECTRIC SE フランス	株式 電気設備	1, 168, 205	37, 473. 42 43, 776, 637, 918	35, 195. 67 41, 115, 760, 008	_ _	3. 90
10	ICICI BANK LTD ADR インド	株式 銀行	8, 049, 774	4, 352. 52 35, 036, 860, 288	4, 691. 93 37, 769, 037, 302	_ _	3. 59
11	VISA INC アメリカ	株式 金融サー ビス	734, 773	41, 659. 26 30, 610, 101, 211	51, 262. 93 37, 666, 618, 334	_ _	3. 58
12	HERMES INTL フランス	株式 繊維・ア パレル・ 贅沢品	85, 434	315, 650. 79 26, 967, 310, 447	394, 826. 87 33, 731, 639, 665	_	3. 20
13	COUPANG INC アメリカ	株式 大規模小 売り	9, 655, 315	3, 488. 30 33, 680, 650, 763	3, 343. 26 32, 280, 297, 945	_ _	3. 07
14	MONCLER SPA イタリア	株式 繊維・ア パレル・ 贅沢品	3, 449, 728	8, 245. 72 28, 445, 503, 628	9, 228. 83 31, 836, 971, 196	-	3. 02
15	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	371, 346	71, 374. 86 26, 504, 771, 435	80, 832. 00 30, 016, 642, 545	_ _	2. 85
16	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	9, 156, 908	2, 895. 99 26, 518, 332, 312	3, 217. 63 29, 463, 560, 201		2.80
17	MEITUAN ケイマン諸島	株式 ホテル・ レストラ	8, 135, 800	2, 292. 94 18, 654, 950, 066	3, 077. 12 25, 034, 849, 167	_ _	2. 38

		ン・レ			l	ĺ	
		ジャー					
	AIRBNB INC	株式		17, 573. 45	18, 045. 56	_	
		ホテル・					
18		レストラ	1, 364, 016				2. 34
	アメリカ	ン・レ		23, 970, 467, 201	24, 614, 444, 572	_	
		ジャー					
	TRIP. COM GROUP LTD ADR	株式		7, 135. 09	9, 371. 91	_	
		ホテル・					
19	ケイマン諸島	レストラ	2, 576, 510	18, 383, 642, 072	24 146 920 100		2. 29
	クイマン 舶局	ン・レ		10, 303, 042, 072	24, 140, 629, 109		
		ジャー					
	SHOPIFY INC	株式		10, 482. 84	14, 455. 59	_	
20	カナダ	情報技術	1, 669, 323	17, 499, 257, 936	24, 131, 054, 875	_	2. 29
	74 7 7	サービス		11, 433, 231, 330	24, 101, 004, 010		
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	株式		38, 341. 41	53, 395. 08	_	
21	アメリカ	ソフト	439, 528	16, 852, 124, 836	23, 468, 635, 886	_	2. 23
	, , , , ,	ウェア		10, 002, 121, 000	20, 100, 000, 000		
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式		4, 336. 91	4, 295. 04	_	
22		半導体・	5, 458, 000				2. 23
	台湾	半導体製	, ,	23, 670, 860, 157	23, 442, 345, 785	_	
		造装置					
	BLOCK INC	株式		10, 271. 17	8, 272. 94	_	
23	アメリカ	金融サー	2, 422, 381	24, 880, 701, 862	20, 040, 216, 545	_	1. 90
	,	ビス					
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN	株式		1, 948. 95	1, 547. 53	_	
24	ISLANDS	AD /-	12, 229, 717				1.80
	ケイマン諸島	銀行		23, 835, 168, 562	18, 925, 878, 408	_	
25	TKO GROUP HOLDINGS INC	株式	836, 270	17, 372. 72	22, 383. 14	_	1. 78
	アメリカ	娯楽		14, 528, 291, 913		_	
26	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	株式	737, 905	19, 566. 12	22, 347. 44	_	1. 57
	イギリス	資本市場		14, 437, 944, 419	16, 490, 292, 140	_	
	ASML HOLDING NV	株式		116, 113. 33	101, 397. 24	_	
27	1 1 12	半導体・	154, 824	15 055 100 400	15 400 505 504		1.49
	オランダ	半導体製		17, 977, 130, 400	15, 698, 727, 524	_	
	THE WALT DICAPL OF	造装置		10.054.04	14 660 40		
28	THE WALT DISNEY CO	株式	1, 052, 951	13, 254. 94	14, 663. 42	_	1. 47
	アメリカ	娯楽		13, 956, 810, 751	15, 439, 869, 491	_	
00	LIBERTY MEDIA CORP-	株式	015 051	11, 426. 31	13, 296. 81	_	1 00
29	LIBERTY FORMULA ONE	から 7世へ	815, 251	0.915.917.501	10 040 040 504		1.03
	アメリカ	娯楽		9, 315, 317, 501	10, 840, 240, 584	_	
30	キーエンス	株式電気機器	165, 600	63, 900. 00	58, 480. 00	_	0.92
	日本	電気機器		10, 581, 840, 000	9, 684, 288, 000	_	

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	96. 84
合計	96. 84

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

業種	国内/外国	投資比率(%)
電気機器	国内	0. 92
大規模小売り	外国	12. 54
ホテル・レストラン・レジャー		12. 29
娯楽		9. 56
銀行		8. 48
金融サービス		8. 33
ソフトウェア		8. 18
インタラクティブ・メディアおよびサービス		7.04
繊維・アパレル・贅沢品		6. 87
陸上運輸		6. 62
航空貨物・物流サービス		4. 53
電気設備		3. 90
半導体・半導体製造装置		3. 72
情報技術サービス		2.29
資本市場		1.57
승計		96.84

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ) 該当事項はありません。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(参考)

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ) 該当事項はありません。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし) 該当事項はありません。

(参考)

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ)

直近日(2025年3月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額

	(百万円)	(百万円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年9月6日)	45, 426	45, 426	1. 2477	1. 2477
第2計算期間末 (2018年9月6日)	77, 322	77, 322	1. 4613	1. 4613
第3計算期間末 (2019年9月6日)	71, 308	71, 308	1. 5523	1. 5523
第4計算期間末 (2020年9月7日)	93, 124	93, 124	2. 2325	2. 2325
第5計算期間末 (2021年9月6日)	113, 647	113, 647	2. 6700	2. 6700
第6計算期間末 (2022年9月6日)	54, 584	54, 584	1. 5895	1. 5895
第7計算期間末 (2023年9月6日)	58, 374	58, 374	1. 8841	1. 8841
第8計算期間末 (2024年9月6日)	58, 699	58, 699	2. 1783	2. 1783
2024年3月末日	64, 832	_	2. 2334	_
4月末日	61, 792	_	2. 1521	_
5月末日	58, 788	_	2. 1003	
6月末日	60, 602	_	2. 1946	
7月末日	56, 722	_	2. 0866	_
8月末日	59, 617	_	2. 2110	_
9月末日	62, 812	_	2. 3489	_
10月末日	63, 536	_	2. 4173	_
11月末日	64, 877	_	2. 5054	_
12月末日	62, 897	_	2. 4635	_
2025年1月末日	65, 748	_	2. 5904	_
2月末日	62, 959	_	2. 5284	_
3月末日	58, 826	-	2. 3711	_

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

直近日 (2025年3月末) 、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。 純資産総額 純資産総額 1口当たりの 1口当たりの

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年9月6日)	171, 222	171, 222	1. 3693	1. 3693
第2計算期間末 (2018年9月6日)	378, 749	378, 749	1. 6563	1. 6563
第3計算期間末 (2019年9月6日)	401, 778	401, 778	1. 7218	1. 7218
第4計算期間末 (2020年9月7日)	582, 950	582, 950	2. 5049	2. 5049
第5計算期間末 (2021年9月6日)	760, 934	760, 934	3. 1082	3. 1082
第6計算期間末 (2022年9月6日)	509, 306	509, 306	2. 3260	2. 3260
第7計算期間末	616, 843	616, 843	3. 1104	3. 1104

(2023年9月6日)				
第8計算期間末 (2024年9月6日)	659, 173	659, 173	3. 7158	3. 7158
2024年3月末日	711, 761	_	3. 9033	_
4月末日	708, 591	_	3. 9152	_
5月末日	691, 309	_	3. 8396	_
6月末日	740, 643	_	4. 1312	_
7月末日	666, 873	_	3. 7401	_
8月末日	676, 051	_	3. 8071	_
9月末日	711, 312	_	4. 0167	_
10月末日	777, 013	_	4. 4306	_
11月末日	786, 322	_	4. 5036	_
12月末日	810, 245	_	4. 6546	_
2025年1月末日	834, 798	-	4. 7941	_
2月末日	793, 198	-	4. 5493	_
3月末日	751, 376	_	4. 2974	_

②【分配の推移】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)

	1口当たりの分配金(円)	
第1計算期間	0.0000	
第2計算期間	0.0000	
第3計算期間	0.0000	
第4計算期間	0.0000	
第5計算期間	0.0000	
第6計算期間	0.0000	
第7計算期間	0.0000	
第8計算期間	0.0000	
2024年9月7日~2025年3月6日	_	

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし)

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
2024年9月7日~2025年3月6日	-

③【収益率の推移】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ)

	収益率(%)
第1計算期間	24. 8
第2計算期間	17. 1
第3計算期間	6. 2
第4計算期間	43. 8

第5計算期間	19. 6
第6計算期間	△40. 5
第7計算期間	18.5
第8計算期間	15. 6
2024年9月7日~2025年3月6日	15. 6

⁽注) 収益率は期間騰落率です。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1計算期間	36. 9
第2計算期間	21.0
第3計算期間	4.0
第4計算期間	45. 5
第5計算期間	24. 1
第6計算期間	△25. 2
第7計算期間	33.7
第8計算期間	19. 5
2024年9月7日~2025年3月6日	22. 4

⁽注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	37, 714, 473, 237	1, 307, 327, 639
第2計算期間	22, 196, 227, 852	5, 691, 118, 921
第3計算期間	5, 556, 961, 457	12, 532, 323, 066
第4計算期間	8, 001, 101, 922	12, 224, 408, 492
第5計算期間	12, 980, 419, 597	12, 129, 879, 404
第6計算期間	2, 416, 622, 894	10, 639, 963, 436
第7計算期間	1, 707, 882, 696	5, 065, 774, 721
第8計算期間	1, 593, 550, 351	5, 628, 431, 184
2024年9月7日~	549, 303, 220	2, 598, 891, 009
2025年3月6日	549, 505, 220	2, 596, 691, 009

⁽注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	128, 463, 284, 002	3, 422, 555, 883
第2計算期間	122, 099, 581, 499	18, 462, 867, 623
第3計算期間	51, 547, 962, 382	46, 878, 891, 813
第4計算期間	57, 713, 554, 387	58, 339, 596, 855
第5計算期間	64, 151, 840, 292	52, 059, 925, 872
第6計算期間	27, 615, 429, 948	53, 462, 550, 669
第7計算期間	13, 880, 327, 026	34, 529, 383, 636
第8計算期間	12, 214, 146, 703	33, 132, 759, 196
2024年9月7日~ 2025年3月6日	8, 581, 367, 141	11, 608, 870, 626

⁽注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

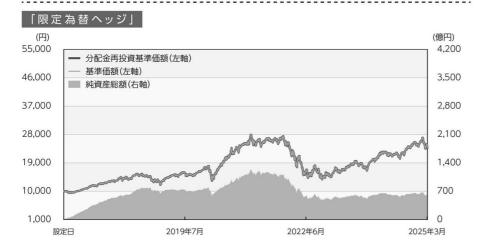
⁽注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

データの基準日:2025年3月31日

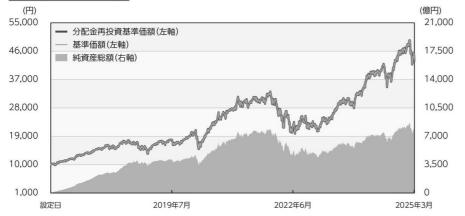
基準価額・純資産の推移《2016年9月30日~2025年3月31日》

分配の推移(税引前)



一限正局台へツ	シ」
2020年 9月	0円
2021年 9月	0円
2022年 9月	0円
2023年 9月	0円
2024年 9月	0円
設定来累計	<u>О</u> Щ

「為替ヘッジなし」



「為替ヘッジなし」

2020年 9月	0円
2021年 9月	0円
2022年 9月	0円
2023年 9月	0円
2024年 9月	0円
設定来累計	0円

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2016年9月30日) ※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

「限定為替へッジ」

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド	98.07

「為替ヘッジなし」

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド	99.29

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

■グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド

資産の状況

組入上位10銘柄

資	比率(%)	
株式		96.84
	内 アメリカ	53.75
	内 ケイマン諸島	7.32
	内 フランス	7.11
	内インド	6.38
	内 ルクセンブルグ	5.29
	内 その他	16.99
コール・ローン、	3.16	
合計(純資產	童総額)	100.00

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	7.04
2	UBER TECHNOLOGIES INC	株式	アメリカ	陸上運輸	5.77
3	MERCADOLIBRE INC	株式	アメリカ	大規模小売り	5.55
4	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	株式	ルクセンブルグ	娯楽	5.29
5	DOORDASH INC	株式	アメリカ	ホテル・レストラン・レジャー	5.28
6	SERVICENOW INC	株式	アメリカ	ソフトウェア	5.15
7	DSV A/S	株式	デンマーク	航空貨物・物流サービス	4.53
8	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	3.92
9	SCHNEIDER ELECTRIC SE	株式	フランス	電気設備	3.90
10	ICICI BANK LTD ADR	株式	インド	銀行	3.59

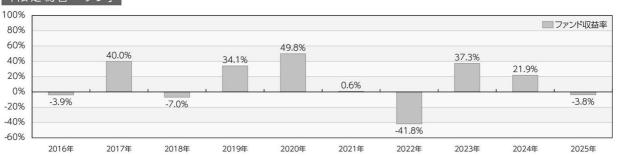
株式組入上位5業種

国内/外国	順位	業種	比率(%)
	1	大規模小売り	12.54
	2	ホテル・レストラン・レジャー	12.29
外国	3	娯楽	9.56
	4	銀行	8.48
	5	金融サービス	8.33
国内	1	電気機器	0.92

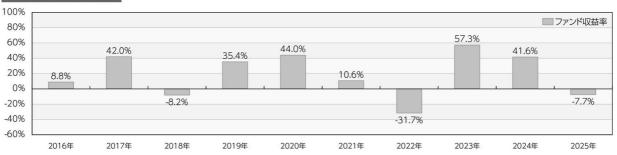
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

年間収益率の推移(暦年ベース)

「限定為替へッジ」



「為替ヘッジなし」



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。 ※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額と します。

※「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表 示することがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。 ※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/ コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

• 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金 (解約) 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会 社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行う ものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

• 解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

• 解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法	
マザーファンド	計算日の基準価額	
受益証券		
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場	
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値	
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値	

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

- ※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会

ホームページ URL https://www.am-one.co.jp/ コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2016年9月30日から原則として2046年9月6日までです。

※下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年9月7日から翌年9月6日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにつき受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定c. にお いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、 知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成 するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じてい る場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する 委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変 更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間におい て存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または 受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または 裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたが い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任 することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託 及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいま す。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定に したがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

また、マザーファンドの投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社の間の当該契約は、 いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、マザーファンドの信託終了日まで存続しま す。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL https://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告 書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から 運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL https://www.am-one.co.jp/)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社 が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受 託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付しま す。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日 以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設 定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録 されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日 の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ) グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大 蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間 (2023年9月7日 から2024年9月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)の2023年9月7日から2024年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)の2024年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示 する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 2023年9月6日現在	第8期 2024年9月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 421, 084, 740	1, 113, 345, 610
親投資信託受益証券	58, 372, 362, 838	57, 386, 872, 331
派生商品評価勘定		752, 413, 475
流動資産合計	59, 793, 447, 578	59, 252, 631, 416
資産合計	59, 793, 447, 578	59, 252, 631, 416
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	837, 222, 612	_
未払金	2, 905, 560	_
未払解約金	44, 139, 926	46, 013, 376
未払受託者報酬	15, 706, 230	15, 179, 975
未払委託者報酬	517, 886, 224	490, 820, 925
その他未払費用	682, 197	716, 597
流動負債合計	1, 418, 542, 749	552, 730, 873
負債合計	1, 418, 542, 749	552, 730, 873
純資産の部		
元本等		
元本	30, 982, 893, 976	26, 948, 013, 143
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27, 392, 010, 853	31, 751, 887, 400
(分配準備積立金)	28, 917, 951, 994	23, 988, 942, 668
元本等合計	58, 374, 904, 829	58, 699, 900, 543
純資産合計	58, 374, 904, 829	58, 699, 900, 543
負債純資産合計	59, 793, 447, 578	59, 252, 631, 416

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四・11)
	第7期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第8期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
営業収益		
受取利息	10, 597	429, 236
有価証券売買等損益	17, 593, 599, 921	11, 936, 509, 493
為替差損益	$\triangle 7,092,067,879$	$\triangle 2, 191, 500, 015$
営業収益合計	10, 501, 542, 639	9, 745, 438, 714
営業費用		
支払利息	558, 298	105, 046
受託者報酬	29, 946, 053	29, 618, 391
委託者報酬	987, 801, 582	957, 664, 489
その他費用	1, 390, 089	1, 816, 976
営業費用合計	1, 019, 696, 022	989, 204, 902
営業利益又は営業損失(△)	9, 481, 846, 617	8, 756, 233, 812
経常利益又は経常損失 (△)	9, 481, 846, 617	8, 756, 233, 812
当期純利益又は当期純損失 (△)	9, 481, 846, 617	8, 756, 233, 812
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	402, 924, 119	1, 022, 844, 344
期首剰余金又は期首欠損金(△)	20, 243, 717, 625	27, 392, 010, 853
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 048, 941, 767	1, 617, 296, 230
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1, 048, 941, 767	1, 617, 296, 230
剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 979, 571, 037	4, 990, 809, 151
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2, 979, 571, 037	4, 990, 809, 151
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金		_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27, 392, 010, 853	31, 751, 887, 400

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 至	第8期 2023年9月7日 2024年9月6日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価によ たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計 計算しております。	算日の対顧客先物売買相場の仲値によって

(貸借対照表に関する注記)

() ()	1,1,11,241 247 B 111,112		
在日		第7期	第8期
	項目	2023年9月6日現在	2024年9月6日現在
1.	期首元本額	34, 340, 786, 001円	30, 982, 893, 976円
	期中追加設定元本額	1,707,882,696円	1, 593, 550, 351円
	期中一部解約元本額	5, 065, 774, 721円	5, 628, 431, 184円
2.	受益権の総数	30, 982, 893, 976 □	26, 948, 013, 143 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		T	
		第7期	第8期
	項目	自 2022年9月7日	自 2023年9月7日
		至 2023年9月6日	至 2024年9月6日
1.	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
		当等収益(140,290,485円)、費用控	当等収益(156,609,194円)、費用控
		除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
		券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に規
		定される収益調整金	定される収益調整金
		(15, 457, 123, 654円)及び分配準備	(14, 764, 464, 491円)及び分配準備
		積立金(28,777,661,509円)より分	積立金(23,832,333,474円)より分
		配対象収益は44,375,075,648円(1万	配対象収益は38,753,407,159円(1万
		口当たり14,322.44円) であります	口当たり14,380.80円) であります
		が、分配を行っておりません。	が、分配を行っておりません。
2.	委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権	信託財産の運用の指図にかかわる権
		限の全部または一部を委託するため	限の全部または一部を委託するため
		に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
		から支弁している額	から支弁している額
		(注) 当該金額は、親投資信託の運	(注) 当該金額は、親投資信託の運
		用の指図に係る権限を委託するため	用の指図に係る権限を委託するため
		に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
		から支弁している額のうち、信託財	から支弁している額のうち、信託財
		産に属する額になっております。	産に属する額になっております。
		350, 568, 173円	341, 957, 798円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

_						
	項目	第7期	第8期			
		自 2022年9月7日	自 2023年9月7日			

1		至 2023年9月6日	至 2024年9月6日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ り、信託約款に規定する「運用の 基本方針」に従い、有価証券等の 金融商品に対して投資として運用 することを目的としております。	同左
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、デリッの金銭債務であります。当 アンドが保有する有価証載してから を銭債務であります。当 アンドが保有する有価記載してかいのでは、では、市場リスクのでは、市場リスクのででは、本書をであります。 のは、本書をであります。のでは、本書をでいるのででは、ないででは、ないででは、ないででであります。 ります。 また、アンドの利用しているのでである。 また、バティブでありは、デリバカります。 また、バティブでありば、デリバカりは、デリバカりは、デリバティでのがでである。 また、バティブでありば、デリバカのででは、まずのでは、本書をでいるができます。 か楽的には、本書をであるでは、本書をである。 は、本書をできます。 は、たっているできます。 は、たっているでは、まずのできます。 は、たっている。 は、たっているできます。 は、たっているできます。 は、たっている。 は、たっているできます。 は、たっている。 は、なっている。 は、なってい。 は、なっている。 は、なっている。 は、なってな。 は、なっている。 は、な	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目		第7期 2023年9月6日現在	第8期 2024年9月6日現在		
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左		
2.	時価の算定方法	 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 	同左		
	- 61 -				

(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ ローン等の金銭債権及び金銭債 務) は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価とし ております。 金融商品の時価等に関する事項 3. 金融商品の時価の算定においては 同左 についての補足説明 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。また、デリバティブ取引

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第7期	第8期	
	2023年9月6日現在	2024年9月6日現在	
種類	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額 (円)	評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	15, 579, 383, 946	9, 456, 854, 647	
合計	15, 579, 383, 946	9, 456, 854, 647	

に関する契約額等は、あくまでも デリバティブ取引における名目的 な契約額であり、当該金額自体が デリバティブ取引のリスクの大き さを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	第7期				
	2023年9月6日現在				
種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益(円)	
		うち			
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	56, 278, 888, 744	_	57, 116, 111, 356	△837, 222, 612	
アメリカ・ドル	46, 618, 136, 240	_	47, 406, 192, 260	△788, 056, 020	
デンマーク・クローネ	3, 455, 648, 560	_	3, 465, 109, 420	△9, 460, 860	
ユーロ	4, 619, 407, 048	_	4, 633, 682, 956	$\triangle 14, 275, 908$	
香港・ドル	1, 585, 696, 896	_	1, 611, 126, 720	$\triangle 25, 429, 824$	
合計	56, 278, 888, 744	_	57, 116, 111, 356	△837, 222, 612	

	第8期			
	2024年9月6日現在			
種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち		
		1年超		
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
売建	56, 338, 269, 683	_	55, 585, 856, 208	752, 413, 475
アメリカ・ドル	45, 622, 932, 570	_	45, 024, 745, 410	598, 187, 160
イギリス・ポンド	916, 594, 710	_	907, 534, 694	9, 060, 016
デンマーク・クローネ	2, 659, 981, 730	_	2, 621, 956, 140	38, 025, 590
ユーロ	6, 145, 106, 292	_	6, 052, 112, 610	92, 993, 682
香港・ドル	993, 654, 381	_	979, 507, 354	14, 147, 027
合計	56, 338, 269, 683		55, 585, 856, 208	752, 413, 475

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって おります。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期	第8期 2024年9月6日現在	
	2023年9月6日現在		
1口当たり純資産額	1.8841円	2. 1783円	
(1万口当たり純資産額)	(18,841円)	(21,783円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年9月6日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ハイクオリティ 成長株式マザーファンド	13, 307, 718, 000	57, 386, 872, 331	
親投資信託受益証券	合計	13, 307, 718, 000	57, 386, 872, 331	
合計			57, 386, 872, 331	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)の2023年9月7日から2024年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)の2024年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示 する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 2023年9月6日現在	第8期 2024年9月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10, 397, 540, 132	9, 410, 943, 574
親投資信託受益証券	612, 932, 755, 349	656, 379, 533, 356
流動資産合計	623, 330, 295, 481	665, 790, 476, 930
資産合計	623, 330, 295, 481	665, 790, 476, 930
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1, 210, 490, 959	789, 857, 051
未払受託者報酬	155, 249, 659	174, 744, 590
未払委託者報酬	5, 118, 836, 882	5, 650, 075, 879
その他未払費用	1, 951, 872	1, 946, 536
流動負債合計	6, 486, 529, 372	6, 616, 624, 056
負債合計	6, 486, 529, 372	6, 616, 624, 056
純資産の部		
元本等		
元本	198, 316, 207, 185	177, 397, 594, 692
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	418, 527, 558, 924	481, 776, 258, 182
(分配準備積立金)	222, 493, 077, 319	287, 822, 309, 640
元本等合計	616, 843, 766, 109	659, 173, 852, 874
純資産合計	616, 843, 766, 109	659, 173, 852, 874
負債純資産合計	623, 330, 295, 481	665, 790, 476, 930

(単位:円)

		(単位:円)
	第7期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第8期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
営業収益		
受取利息	42, 157	2, 489, 255
有価証券売買等損益	170, 753, 263, 623	125, 366, 778, 007
営業収益合計	170, 753, 305, 780	125, 369, 267, 262
営業費用		
支払利息	2, 261, 764	542, 268
受託者報酬	288, 632, 339	327, 543, 709
委託者報酬	9, 520, 466, 308	10, 590, 581, 682
その他費用	3, 871, 920	3, 871, 914
営業費用合計	9, 815, 232, 331	10, 922, 539, 573
営業利益又は営業損失 (△)	160, 938, 073, 449	114, 446, 727, 689
経常利益又は経常損失 (△)	160, 938, 073, 449	114, 446, 727, 689
当期純利益又は当期純損失(△)	160, 938, 073, 449	114, 446, 727, 689
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	7, 602, 051, 802	12, 916, 927, 208
期首剰余金又は期首欠損金(△)	290, 340, 899, 952	418, 527, 558, 924
剰余金増加額又は欠損金減少額	20, 678, 407, 243	31, 885, 018, 927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	20, 678, 407, 243	31, 885, 018, 927
剰余金減少額又は欠損金増加額	45, 827, 769, 918	70, 166, 120, 150
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	45, 827, 769, 918	70, 166, 120, 150
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	418, 527, 558, 924	481, 776, 258, 182
_		

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		第8期	
		自 2023年9月7日	
		至 2024年9月6日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目		第7期	第8期	
		2023年9月6日現在	2024年9月6日現在	
1.	期首元本額	218, 965, 263, 795円	198, 316, 207, 185円	
	期中追加設定元本額	13, 880, 327, 026円	12, 214, 146, 703円	
	期中一部解約元本額	34, 529, 383, 636円	33, 132, 759, 196円	
2.	受益権の総数	198, 316, 207, 185 □	177, 397, 594, 692 □	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第7期	第8期		
	項目	自 2022年9月7日	自 2023年9月7日		
		至 2023年9月6日	至 2024年9月6日		
1.	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配		
		当等収益(1,443,985,092円)、費用	当等収益(1,866,547,368円)、費用		
		控除後、繰越欠損金を補填した有価	控除後、繰越欠損金を補填した有価		
		証券売買等損益(15,984,579,460	証券売買等損益(99,663,253,113		
		円)、信託約款に規定される収益調	円)、信託約款に規定される収益調		
		整金(196,034,481,605円)及び分配	整金(193, 953, 948, 542円)及び分配		
		準備積立金(205,064,512,767円)よ	準備積立金(186, 292, 509, 159円)よ		
		り分配対象収益は418,527,558,924円	り分配対象収益は481,776,258,182円		
		(1万口当たり21,104.05円) であり	(1万口当たり27,157.99円) であり		
		ますが、分配を行っておりません。	ますが、分配を行っておりません。		
2.	委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権	信託財産の運用の指図にかかわる権		
		限の全部または一部を委託するため	限の全部または一部を委託するため		
		に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中		
		から支弁している額	から支弁している額		
		(注) 当該金額は、親投資信託の運	(注)当該金額は、親投資信託の運		
		用の指図に係る権限を委託するため	用の指図に係る権限を委託するため		
		に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中		
		から支弁している額のうち、信託財	から支弁している額のうち、信託財		
		産に属する額になっております。	産に属する額になっております。		
		3, 402, 430, 495円	3, 803, 631, 550円		

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

			第7期		第8期
	項目	自	2022年9月7日	自	2023年9月7日
		至	2023年9月6日	至	2024年9月6日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドに	は、証券投資信託であ	同左	
		り、信託約款	歌に規定する「運用の		

		基本方針」に従い、有価証券等の 金融商品に対して投資として運用 することを目的としております。	
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第7期 2023年9月6日現在	第8期 2024年9月6日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品しコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあ	
ります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第7期	第8期	
種類	2023年9月6日現在	2024年9月6日現在	
	当期の	当期の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	162, 997, 689, 328	115, 832, 572, 000	
合計	162, 997, 689, 328	115, 832, 572, 000	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期	第8期
	2023年9月6日現在	2024年9月6日現在
1口当たり純資産額	3. 1104円	3.7158円
(1万口当たり純資産額)	(31, 104円)	(37, 158円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年9月6日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ハイクオリティ 成長株式マザーファンド	152, 211, 008, 825	656, 379, 533, 356	
親投資信託受益証券	合計	152, 211, 008, 825	656, 379, 533, 356	
合計			656, 379, 533, 356	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし)」は、「グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

	(単位:円)
	2024年9月6日現在
資産の部	
流動資産	
預金	3, 317, 284, 763
コール・ローン	5, 878, 491, 661
株式	933, 014, 268, 237
未収配当金	259, 615, 152
流動資産合計	942, 469, 659, 813
資産合計	942, 469, 659, 813
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	218, 554, 215, 575
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	723, 915, 444, 238
元本等合計	942, 469, 659, 813
純資産合計	942, 469, 659, 813
負債純資産合計	942, 469, 659, 813

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.	その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2024年9月6日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	251, 614, 137, 383円
	本額	
	同期中追加設定元本額	1, 343, 378, 858円
	同期中一部解約元本額	34, 403, 300, 666円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)	13, 307, 718, 000円
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)	152, 211, 008, 825円
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(限定	2, 222, 997, 644円
	為替ヘッジ)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(為替	38, 162, 564, 742円
	ヘッジなし)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(予想分配金提示型)	273, 104, 865円
	(限定為替ヘッジ)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(予想分配金提示型)	10, 943, 465, 114円
	(為替ヘッジなし)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンドVA(適格機関投資家限	1, 433, 356, 385円
	定)	
	計	218, 554, 215, 575円
2.	受益権の総数	218, 554, 215, 575 □

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の

に係るリスク 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの

を行います。

運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	2024年9月6日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2024年9月6日現在
	当期の
	評価差額(円)
	167, 535, 452, 228
	167, 535, 452, 228

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

V	
	2024年9月6日現在
1口当たり純資産額	4. 3123円
(1万口当たり純資産額)	(43, 123円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年9月6日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キーエンス	172, 200	63, 900. 00	11, 003, 580, 000	
日本円 小計		172, 200		11, 003, 580, 000	
アメリカ・ドル	AMAZON. COM INC	1, 654, 703	177. 890	294, 355, 116. 670	
	TRIP. COM GROUP LTD ADR	3, 119, 447	47.720	148, 860, 010. 840	
	DECKERS OUTDOOR CORP	79, 260	879. 380	69, 699, 658. 800	
	THE WALT DISNEY CO	1, 114, 294	88. 650	98, 782, 163. 100	
	SALESFORCE INC	378, 896	246. 120	93, 253, 883. 520	
	ICICI BANK LTD ADR	8, 352, 701	29. 110	243, 147, 126. 110	
	MASTERCARD INC	386, 171	477. 360	184, 342, 588. 560	
	MERCADOLIBRE INC	180, 960	2, 038. 180	368, 829, 052. 800	
	VISA INC	764, 108	278. 620	212, 895, 770. 960	
	META PLATFORMS INC	872, 818	516. 860	451, 124, 711. 480	
	SERVICENOW INC	545, 719	835. 400	455, 893, 652. 600	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	675, 334	328. 630	221, 935, 012. 420	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	457, 076	256. 430	117, 207, 998. 680	
	ENDEAVOR GROUP HOLDINGS INC	1, 827, 604	27. 390	50, 058, 073. 560	
	UBER TECHNOLOGIES INC	7, 384, 500	71. 250	526, 145, 625. 000	
	AIRBNB INC	1, 313, 401	116. 160	152, 564, 660. 160	
	DOORDASH INC	2, 039, 100	126. 350	257, 640, 285. 000	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS	7, 366, 767	14. 340	105, 639, 438. 780	
	COUPANG INC	10, 217, 811	23. 330	238, 381, 530. 630	
	GRAB HOLDINGS LTD	15, 073, 817	3. 340	50, 346, 548. 780	
	ON HOLDING AG	1, 993, 310	44. 780	89, 260, 421. 800	
	LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	856, 841	76. 420	65, 479, 789. 220	
	TKO GROUP HOLDINGS INC	869, 657	116. 190	101, 045, 446. 830	
	SHOPIFY INC	3, 271, 433	70. 110	229, 360, 167, 630	
	BLOCK INC	1, 752, 412	64. 580	113, 170, 766. 960	
アメリカ・ドル	小計	72, 548, 140		4, 939, 419, 500. 890	
		, ,		(707, 522, 449, 305)	
イギリス・ポンド	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	778, 781	100. 950	78, 617, 941. 950	
イギリス・ポン	ド 小計	778, 781		78, 617, 941. 950	
				(14, 845, 425, 978)	
インド・ルピー	HDFC BANK LTD	9, 522, 488	1, 645. 450	15, 668, 777, 879. 600	
インド・ルピー	小計	9, 522, 488		15, 668, 777, 879. 600	
				(26, 950, 297, 953)	
デンマーク・ク ローネ	DSV A/S	1, 681, 807	1, 225. 000	2, 060, 213, 575. 000	
デンマーク・クロ	<u>-</u> コーネ 小計	1, 681, 807		2, 060, 213, 575. 000	
		·		(43, 964, 957, 691)	
ユーロ	SCHNEIDER ELECTRIC SE	622, 100	220.050	136, 893, 105. 000	
	HERMES INTL	88, 845	1, 947. 500	173, 025, 637. 500	
	ASML HOLDING NV	130, 276	720. 000	93, 798, 720. 000	
	MONCLER SPA	3, 335, 678	50. 900	169, 786, 010. 200	
ユーロ 小計	1	4, 176, 899		573, 503, 472. 700	

				(91, 290, 282, 784)	
韓国・ウォン	KAKAOBANK CORP	1, 368, 748	20, 500. 000	28, 059, 334, 000. 000	
韓国・ウォン	小計	1, 368, 748		28, 059, 334, 000. 000	
				(3, 021, 990, 272)	
香港・ドル	MEITUAN	8, 609, 800	119. 300	1, 027, 149, 140. 000	
香港・ドル 小計		8, 609, 800		1, 027, 149, 140. 000	
				(18, 879, 001, 193)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR	3, 859, 000	902. 000	3, 480, 818, 000. 000	
台湾・ドル 小詞	+	3, 859, 000		3, 480, 818, 000. 000	
				(15, 536, 283, 061)	
合計		102, 717, 863		933, 014, 268, 237	
				(922, 010, 688, 237)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における() 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

NZ (P.	NA 1-7 W.	組入株式	有価証券の合計金額に
通貨	銘柄数	-	対する比率
		(%)	(%)
アメリカ・ドル	株式 2	5銘柄 75.07	75. 83
イギリス・ポンド	株式	1.58	1. 59
インド・ルピー	株式	1銘柄 2.86	2.89
デンマーク・クローネ	株式	1銘柄 4.66	4.71
ユーロ	株式	4銘柄 9.69	9. 78
韓国・ウォン	株式	1銘柄 0.32	0.32
香港・ドル	株式	1銘柄 2.00	2. 02
台湾・ドル	株式	1.65	1.67

⁽注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ) グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間 (2024年9月7日から2025年3月6日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月9日

アセットマネジメントOne株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所 指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)の2024年9月7日から2025年3月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)の2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年9月7日から2025年3月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査 の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 2024年9月6日現在	第9期中間計算期間末 2025年3月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 113, 345, 610	1, 499, 240, 366
親投資信託受益証券	57, 386, 872, 331	61, 014, 534, 750
派生商品評価勘定	752, 413, 475	833, 875, 851
未収入金		51, 036, 900
流動資産合計	59, 252, 631, 416	63, 398, 687, 867
資産合計	59, 252, 631, 416	63, 398, 687, 867
負債の部	-	
流動負債		
派生商品評価勘定	_	162, 735, 590
未払解約金	46, 013, 376	37, 876, 850
未払受託者報酬	15, 179, 975	15, 616, 580
未払委託者報酬	490, 820, 925	504, 937, 650
その他未払費用	716, 597	729, 717
流動負債合計	552, 730, 873	721, 896, 387
負債合計	552, 730, 873	721, 896, 387
純資産の部		
元本等		
元本	26, 948, 013, 143	24, 898, 425, 354
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	31, 751, 887, 400	37, 778, 366, 126
(分配準備積立金)	23, 988, 942, 668	21, 699, 359, 767
元本等合計	58, 699, 900, 543	62, 676, 791, 480
純資産合計	58, 699, 900, 543	62, 676, 791, 480
負債純資産合計	59, 252, 631, 416	63, 398, 687, 867
2 2 2 2 3 2 3 2 4 B I	00, 202, 001, 110	00, 000, 001, 00

(単位:円)

	第8期中間計算期間 自 2023年9月7日 至 2024年3月6日	第9期中間計算期間 自 2024年9月7日 至 2025年3月6日
営業収益		
受取利息	2, 144	1, 280, 038
有価証券売買等損益	12, 394, 018, 527	13, 211, 662, 419
為替差損益	$\triangle 2,674,889,328$	$\triangle 3,672,195,173$
営業収益合計	9, 719, 131, 343	9, 540, 747, 284
営業費用		
支払利息	102, 313	_
受託者報酬	14, 438, 416	15, 616, 580
委託者報酬	466, 843, 564	504, 937, 650
その他費用	889, 823	970, 808
営業費用合計	482, 274, 116	521, 525, 038
営業利益又は営業損失 (△)	9, 236, 857, 227	9, 019, 222, 246
経常利益又は経常損失(△)	9, 236, 857, 227	9, 019, 222, 246
中間純利益又は中間純損失 (△)	9, 236, 857, 227	9, 019, 222, 246
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	219, 928, 605	725, 986, 692
期首剰余金又は期首欠損金(△)	27, 392, 010, 853	31, 751, 887, 400
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 077, 018, 991	801, 758, 824
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1, 077, 018, 991	801, 758, 824
剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 469, 078, 519	3, 068, 515, 652
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2, 469, 078, 519	3, 068, 515, 652
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_ <u> </u>	_
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	35, 016, 879, 947	37, 778, 366, 126

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		第9期中間計算期間 自 2024年9月7日 至 2025年3月6日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		空 0 田	空0.抽中用土容.扣用土
項目		第8期	第9期中間計算期間末
		2024年9月6日現在	2025年3月6日現在
1.	期首元本額	30, 982, 893, 976円	26, 948, 013, 143円
	期中追加設定元本額	1, 593, 550, 351円	549, 303, 220円
	期中一部解約元本額	5, 628, 431, 184円	2, 598, 891, 009円
2.	受益権の総数	26, 948, 013, 143 □	24, 898, 425, 354 □

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
項目	自 2023年9月7日	自 2024年9月7日
	至 2024年3月6日	至 2025年3月6日
1. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権	信託財産の運用の指図にかかわる権
	限の全部または一部を委託するため	限の全部または一部を委託するため
	に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
	から支弁している額	から支弁している額
	(注) 当該金額は、親投資信託の運	(注) 当該金額は、親投資信託の運
	用の指図に係る権限を委託するため	用の指図に係る権限を委託するため
	に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
	から支弁している額のうち、信託財	から支弁している額のうち、信託財
	産に属する額になっております。	産に属する額になっております。
	166, 919, 690円	180, 797, 563円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目		第8期 2024年9月6日現在	第9期中間計算期間末 2025年3月6日現在
1.	中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原 則としてすべて時価で評価してい るため、中間貸借対照表計上額と 時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」にて記載しており ます。(2)デリバティブ取引	同左

「(デリバティブ取引等に関する 注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ ローン等の金銭債権及び金銭債 務) は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価とし ております。 金融商品の時価の算定においては 3. 金融商品の時価等に関する事項 同左 についての補足説明 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。また、デリバティブ取引 に関する契約額等は、あくまでも デリバティブ取引における名目的

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

	第8期				
	2024年9月6日現在				
種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	
		うち			
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	56, 338, 269, 683	_	55, 585, 856, 208	752, 413, 475	
アメリカ・ドル	45, 622, 932, 570	_	45, 024, 745, 410	598, 187, 160	
イギリス・ポンド	916, 594, 710	_	907, 534, 694	9, 060, 016	
デンマーク・クローネ	2, 659, 981, 730	_	2, 621, 956, 140	38, 025, 590	
ユーロ	6, 145, 106, 292	_	6, 052, 112, 610	92, 993, 682	
香港・ドル	993, 654, 381	_	979, 507, 354	14, 147, 027	
合計	56, 338, 269, 683	_	55, 585, 856, 208	752, 413, 475	

な契約額であり、当該金額自体が デリバティブ取引のリスクの大き さを示すものではありません。

	第9期中間計算期間末 2025年3月6日現在			
種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益(円)
		うち		
		1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	61, 590, 507, 355	_	60, 919, 367, 094	671, 140, 261
アメリカ・ドル	49, 251, 177, 150	_	48, 441, 007, 650	810, 169, 500
イギリス・ポンド	895, 843, 484	_	900, 819, 942	$\triangle 4,976,458$
デンマーク・クローネ	2, 762, 721, 000	_	2, 805, 244, 000	△42, 523, 000
ユーロ	7, 190, 484, 084	_	7, 305, 720, 216	△115, 236, 132
香港・ドル	1, 490, 281, 637 —		1, 466, 575, 286	23, 706, 351
合計	61, 590, 507, 355	_	60, 919, 367, 094	671, 140, 261

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期	第9期中間計算期間末	
	2024年9月6日現在	2025年3月6日現在	
1口当たり純資産額	2. 1783円	2. 5173円	
(1万口当たり純資産額)	(21, 783円)	(25, 173円)	

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月9日

アセットマネジメントOne株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所 指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)の2024年9月7日から2025年3月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)の2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年9月7日から2025年3月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査 の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 2024年9月6日現在	第9期中間計算期間末 2025年3月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9, 410, 943, 574	11, 404, 192, 465
親投資信託受益証券	656, 379, 533, 356	789, 078, 470, 375
流動資産合計	665, 790, 476, 930	800, 482, 662, 840
資産合計	665, 790, 476, 930	800, 482, 662, 840
負債の部		
流動負債		
未払解約金	789, 857, 051	989, 965, 771
未払受託者報酬	174, 744, 590	191, 707, 542
未払委託者報酬	5, 650, 075, 879	6, 198, 545, 490
その他未払費用	1, 946, 536	1, 920, 048
流動負債合計	6, 616, 624, 056	7, 382, 138, 851
負債合計	6, 616, 624, 056	7, 382, 138, 851
純資産の部		
元本等		
元本	177, 397, 594, 692	174, 370, 091, 207
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	481, 776, 258, 182	618, 730, 432, 782
(分配準備積立金)	287, 822, 309, 640	269, 356, 609, 864
元本等合計	659, 173, 852, 874	793, 100, 523, 989
純資産合計	659, 173, 852, 874	793, 100, 523, 989
負債純資産合計	665, 790, 476, 930	800, 482, 662, 840

(単位:円)

		(単位:円)
	第8期中間計算期間 自 2023年9月7日 至 2024年3月6日	第9期中間計算期間 自 2024年9月7日 至 2025年3月6日
営業収益		
受取利息	10, 903	10, 247, 867
有価証券売買等損益	132, 594, 685, 938	153, 147, 937, 019
営業収益合計	132, 594, 696, 841	153, 158, 184, 886
営業費用		
支払利息	525, 264	_
受託者報酬	152, 799, 119	191, 707, 542
委託者報酬	4, 940, 505, 803	6, 198, 545, 490
その他費用	1, 925, 378	1, 920, 048
営業費用合計	5, 095, 755, 564	6, 392, 173, 080
営業利益又は営業損失 (△)	127, 498, 941, 277	146, 766, 011, 806
経常利益又は経常損失 (△)	127, 498, 941, 277	146, 766, 011, 806
中間純利益又は中間純損失 (△)	127, 498, 941, 277	146, 766, 011, 806
ー部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	3, 759, 232, 083	8, 355, 433, 742
期首剰余金又は期首欠損金(△)	418, 527, 558, 924	481, 776, 258, 182
剰余金増加額又は欠損金減少額	14, 203, 912, 432	30, 216, 666, 088
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	14, 203, 912, 432	30, 216, 666, 088
剰余金減少額又は欠損金増加額	44, 201, 292, 127	31, 673, 069, 552
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	44, 201, 292, 127	31, 673, 069, 552
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
中間剰余金又は中間欠損金(△)	512, 269, 888, 423	618, 730, 432, 782

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第9期中間計算期間
	項目	自 2024年9月7日
		至 2025年3月6日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	項目	第8期 2024年9月6日現在	第9期中間計算期間末 2025年3月6日現在
<u> </u>	Her Vi Lider		
1.	期首元本額	198, 316, 207, 185円	177, 397, 594, 692円
	期中追加設定元本額	12, 214, 146, 703円	8, 581, 367, 141円
	期中一部解約元本額	33, 132, 759, 196円	11, 608, 870, 626円
2.	受益権の総数	177, 397, 594, 692 □	174, 370, 091, 207 □

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
項目	自 2023年9月7日	自 2024年9月7日
	至 2024年3月6日	至 2025年3月6日
1. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権	信託財産の運用の指図にかかわる権
	限の全部または一部を委託するため	限の全部または一部を委託するため
	に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
	から支弁している額	から支弁している額
	(注) 当該金額は、親投資信託の運	(注) 当該金額は、親投資信託の運
	用の指図に係る権限を委託するため	用の指図に係る権限を委託するため
	に要する費用として委託者報酬の中	に要する費用として委託者報酬の中
	から支弁している額のうち、信託財	から支弁している額のうち、信託財
	産に属する額になっております。	産に属する額になっております。
	1, 774, 175, 784円	2, 219, 377, 528円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	項目	第8期	第9期中間計算期間末
	19日	2024年9月6日現在	2025年3月6日現在
1.	中間貸借対照表計上額、時価及	貸借対照表上の金融商品は原則と	中間貸借対照表上の金融商品は原
	びその差額	してすべて時価で評価しているた	則としてすべて時価で評価してい
		め、貸借対照表計上額と時価との	るため、中間貸借対照表計上額と
		差額はありません。	時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に	
		関する注記)」にて記載しており	
		ます。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・	
		ローン等の金銭債権及び金銭債	

		務)は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価とし ております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期	第9期中間計算期間末
	2024年9月6日現在	2025年3月6日現在
1口当たり純資産額	3.7158円	4. 5484円
(1万口当たり純資産額)	(37, 158円)	(45, 484円)

(参考)

「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)」、「グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」は、「グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

	(十四・11)
	2025年3月6日現在
資産の部	
流動資産	
預金	38, 205, 932, 114
コール・ローン	5, 601, 886, 104
株式	1, 072, 439, 030, 630
未収配当金	39, 856, 518
流動資産合計	1, 116, 286, 705, 366
資産合計	1, 116, 286, 705, 366
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1, 420, 000, 000
流動負債合計	1, 420, 000, 000
負債合計	1, 420, 000, 000
純資産の部	
元本等	
元本	209, 189, 746, 960
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	905, 676, 958, 406
元本等合計	1, 114, 866, 705, 366
純資産合計	1, 114, 866, 705, 366
負債純資産合計	1, 116, 286, 705, 366

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 2024年9月7日 至 2025年3月6日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3.	その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2025年3月6日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	218, 554, 215, 575円
	本額	
	同期中追加設定元本額	472, 577, 332円
	同期中一部解約元本額	9,837,045,947円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ)	11, 448, 453, 842円
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)	148, 058, 630, 336円
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(限定	1, 900, 514, 211円
	為替ヘッジ)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(為替	35, 957, 346, 062円
	ヘッジなし)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(予想分配金提示型)	234, 301, 342円
	(限定為替ヘッジ)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(予想分配金提示型)	10,691,449,942円
	(為替ヘッジなし)	
	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンドVA(適格機関投資家限	899, 051, 225円
	定)	
	計	209, 189, 746, 960円
2.	受益権の総数	209, 189, 746, 960 \square

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	項目	2025年3月6日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引

該当事項はありません。
(3)上記以外の金融商品
上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期
間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿
価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項に
ついての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、
異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年3月6日現在
1口当たり純資産額	5. 3295円
(1万口当たり純資産額)	(53, 295円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ)

2025年3月31日現在

Ι	資産総額	59, 165, 145, 513円
П	負債総額	338, 825, 152円
Ш	純資産総額 (I – II)	58, 826, 320, 361円
IV	発行済数量	24, 809, 415, 932 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.3711円

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし)

2025年3月31日現在

I	資産総額	752, 973, 551, 020円
Π	負債総額	1, 596, 614, 799円
Ш	純資産総額 (I - II)	751, 376, 936, 221円
IV	発行済数量	174, 844, 997, 045 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	4. 2974円

(参考)

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド

2025年3月31日現在

I	資産総額	1, 053, 160, 368, 124円
П	負債総額	0円
Ш	純資産総額 (I - II)	1, 053, 160, 368, 124円
IV	発行済数量	209, 002, 334, 446 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	5. 0390円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典 該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年3月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数※ 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2025年4月1日現在)

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1, 485, 279, 038, 668
追加型株式投資信託	762	16, 677, 329, 011, 040
単位型公社債投資信託	22	30, 146, 192, 297
単位型株式投資信託	189	995, 677, 070, 890
合計	999	19, 188, 431, 312, 895

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第39期事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸 表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお いて独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定 に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している かどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準に まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)		39期 月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金	33,	770	41, 183	
金銭の信託	29,	184	28, 143	
未収委託者報酬	16,	279	19, 018	
未収運用受託報酬	3,	307	3, 577	
未収投資助言報酬		283	315	
未収収益		15	6	
前払費用	1,	129	1,510	
その他	2,	377	2, 088	
流動資産計	86,	346	95, 843	
固定資産				
有形固定資産	1,	127	1,093	
建物	※ 1 1,	001	918	
器具備品	% 1	118	130	
リース資産	※ 1	7 **1	5	
建設仮勘定		-	39	
無形固定資産	5,	021	4, 495	
ソフトウエア	3,	367	2, 951	
ソフトウエア仮勘定	1,	351	1,543	
電話加入権		2	0	
投資その他の資産	9,	768	8, 935	
投資有価証券		182	184	
関係会社株式	5,	810	4, 447	
長期差入保証金		775	768	
繰延税金資産	2,	395	3, 406	
その他		104	128	
固定資産計	15,	918	14, 524	
資産合計	102,	265	110, 368	

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1, 481	1, 982
リース債務	1	1
未払金	7, 246	8, 970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7, 005	8, 246
その他未払金	240	721
未払費用	7, 716	8, 616
未払法人税等	1, 958	3, 676
未払消費税等	277	1, 497
賞与引当金	1, 730	1, 927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20, 460	26, 725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2, 654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2, 769	2, 796
負債合計	23, 230	29, 521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2, 000	2,000
資本剰余金	19, 552	19, 552
資本準備金	2, 428	2, 428
その他資本剰余金	17, 124	17, 124
利益剰余金	57, 481	59, 294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57, 358	59, 170
別途積立金	31, 680	31, 680
繰越利益剰余金	25, 678	27, 490
株主資本計	79, 034	80, 846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$	$\triangle 0$
評価・換算差額等計	 ∆0	$\triangle 0$
純資産合計	79, 034	80, 846
負債・純資産合計	102, 265	110, 368

(2)【損益計算書】

(単位:百万円)

	第38期		第39期	
	第30 列 (自 2022年4月1日		(自 2023年4月1日	
	至 2023年3月		至 2024年3	
営業収益				
委託者報酬	95, 739		102, 113	
運用受託報酬	16, 150		17, 155	
投資助言報酬	2, 048		2, 211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113, 962		121, 507
営業費用				
支払手数料	41,073		44, 366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33, 177		35, 468	
調査費	12, 294		13, 277	
委託調査費	20, 882		22, 190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75, 749		81, 545
一般管理費				
給料	10, 484		10, 763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9, 199		9, 425	
賞与	1, 115		1, 173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1, 388		1, 567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1, 927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4, 074		3, 379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20, 078		20, 172
営業利益		18, 135		19, 788

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				1
受取利息	10		4	
受取配当金	※ 1 2,400		※ 1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2, 446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19, 502		19, 712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		_	
特別利益計		4		_
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		_	
関係会社株式評価損	584		1, 362	
減損損失	_		※ 2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18, 900		18, 111
法人税、住民税及び事業税		4, 881		5, 769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5, 078		5, 258
当期純利益		13, 821		12, 852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本								
		資本剰余金				利益剰余金				
	V/++ 1 . A		7	VAT I TIL A		その他和	刊益剰余金		株主資本	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	24, 216	56, 020	77, 573	
当期変動額										
剰余金の配当							△12, 360	△12, 360	△12, 360	
当期純利益							13, 821	13, 821	13, 821	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)										
当期変動額合計	_	_	_	-	_	_	1, 461	1, 461	1, 461	
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	25, 678	57, 481	79, 034	

	評価・換	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計			
当期首残高	△0	△0	77, 573			
当期変動額						
剰余金の配当			△12, 360			
当期純利益			13, 821			
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0			
当期変動額合計	△0	△0	1, 461			
当期末残高	△0	△0	79, 034			

(単位:百万円)

		株主資本								
		資本剰余金				利益剰余金				
	Vf 1 6		w - 11	Vin 1 1 6		その他和	川益剰余金		株主資本	
	資本金 資本準備金 資本剰余金 資本剰余金 金合計	利益準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計				
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	25, 678	57, 481	79, 034	
当期変動額										
剰余金の配当							△11, 040	△11, 040	△11, 040	
当期純利益							12, 852	12, 852	12, 852	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)										
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	1, 812	1, 812	1, 812	
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	27, 490	59, 294	80, 846	

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	△0	△0	79, 034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12, 852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1, 812
当期末残高	△0	△0	80, 846

重要な会計方針

里要な会計方針	
1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	 (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利 用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採 用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事ます。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度か ら費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金につい て、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(/ /
	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

		(- / - 1 - 1 / - 1
	第38期	第39期
	(自 2022年4月 1日	(自 2023年4月 1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490	_	1	24, 490
A種種類株式	15, 510	_	1	15, 510
合計	40, 000	_		40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定) 日
2023年6月16日	普通 株式	利益	11, 040	276, 000	2023年3月31日	2023年6月19日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金				

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490	ı		24, 490
A種種類株式	15, 510	_	_	15, 510
合計	40,000		_	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式	11 040	976 000	2023年3月31日	2023年6月19日
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276, 000	2023牛3月31日	2023年0月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定) 日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	10, 280	257, 000	2024年3月31日	2024年6月18日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	29, 184	29, 184	
その他有価証券	1	1	_
資産計	29, 186	29, 186	_

第39期 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	28, 143	28, 143	_
その他有価証券	1	1	-
資産計	28, 145	28, 145	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
- (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期 (2023年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	33, 770	_	_	_
(2) 金銭の信託	29, 184	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	16, 279	_	_	_
(4) 未収運用受託報酬	3, 307	_	_	_
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	1	_	_
合計	82, 540	1	_	_

第39期 (2024年3月31日現在)

	1年以内		5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	41, 183	_	_	_
(2) 金銭の信託	28, 143	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	19, 018	_	_	_
(4) 未収運用受託報酬	3, 577	_	_	_
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	1	_	_
合計	91, 923	1	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
区 为	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託 (2) 投資有価証券	_	29, 184	_	29, 184	
その他有価証券	_	1		1	
資産計	_	29, 186	_	29, 186	

第39期 (2024年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
四刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	_	28, 143	_	28, 143	
その他有価証券		1	_	1	
資産計	_	28, 145	_	28, 145	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		(口/311)
	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5, 810	4, 447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期 (2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	54	4	9

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第39期 第38期 (自 2022年4月1日 (自 2023年4月1日 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,576 2,698 勤務費用 279 296 利息費用 2 2 数理計算上の差異の発生額 9 31 退職給付の支払額 $\triangle 191$ $\triangle 246$ 退職給付債務の期末残高 2,698 2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		(口/311/
	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2, 698	2, 760
未積立退職給付債務	2,698	2, 760
未認識数理計算上の差異	$\triangle 44$	$\triangle 40$
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 654	2,719
退職給付引当金	2, 654	2, 719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 654	2, 719

(百万円)

		(ロルロ)
	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	$\triangle 0$
その他	$\triangle 4$	$\triangle 4$
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

上外 6 3 3 4 4 5 4 5 4 5 6		
	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%~3.56%	$1.00\% \sim 3.56\%$

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額(一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	_	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産の純額	2,895	3, 406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0. 0154

^(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率 (議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率50.00%MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率20.00%MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率70.00%なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 会様の独類 k 取得原係 k の 差額によります。

負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9, 256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額

53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

- 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額
 - (1) 貸借対照表項目

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
流動資産	一百万円	一百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	一百万円	一百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん51,451百万円47,640百万円顧客関連資産20,947百万円17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日	至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	- 百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	ⁱ 含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期	第39期
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円_
合計	113,962百万円	121,507百万円

⁽注)成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- ①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2170	(600分) (自 2022年4月1日 主 2023年3月31日)										
	人打然の			事業の			系内容	売 りの出会	T-31 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ΛIП	#n -1
属性	会社等の 名称	住所		内容又 は職業	右(地	役貝の	- 事業上	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
化					所有) 割合	兼任等	の関係				
親	株式会社	東京都	14, 040	銀行業	_		当社設定		7, 474	未払	1,579
云	みずほ銀	千代田	億円				投資信託			手数料	
社の	行	区					の販売	行手数料			
の 子	みずほ証	東京都	1, 251	証券業	_		当社設定	投資信託	13, 932	未払	2, 404
会	券株式会	千代田	億円				投資信託			手数料	
社	社	区					の販売	行手数料			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

210	539期(自 2023年4月1日 主 2024年3月31日)										
属性	会社等の 名称	住所	又は	事業の 内容又 は職業	等の所	関係 役員の 兼任等	系内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	株式会社 みずほ銀 行			銀行業			投資信託	投資信託 の販売代 行手数料	8, 140	未払 手数料	1, 870
궃.	券株式会	東京都 千代田 区	1, 251 億円	証券業				投資信託 の販売代 行手数料	16, 655	未払 手数料	3, 137

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321, 310円79銭

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。
- (注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額		
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24, 490株)	(24, 490株)
(うちA種種類株式)	(15, 510株)	(15, 510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント0ne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準に まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

- (注1)上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管して おります。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

			会計期間末
(<i>)</i> 欠3	<u>-</u> 産の部)	(2024年9)] 30日現在)
	色の部)		
流動資産			00.451
現金・預金			30, 451
有価証券			0
金銭の信託			31, 850
未収委託者報酬			19, 361
未収運用受託報酬			3, 548
未収投資助言報酬			315
未収収益			9
前払費用			1,538
その他			2, 282
	流動資産計		89, 360
固定資産			
有形固定資産			1,040
建物		※ 1	888
器具備品		※ 1	146
リース資産		※ 1	4
建設仮勘定			0
無形固定資産			4, 122
ソフトウエア			3, 011
ソフトウエア仮勘定			1, 111
電話加入権			0
投資その他の資産			8, 024
投資有価証券			183
関係会社株式			3, 840
長期差入保証金			764
繰延税金資産			3, 085
その他			150
	固定資産計		13, 188
資產	全合計		102, 548

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			552
リース債務			1
未払金			8, 577
未払収益分配金			0
未払償還金			0
未払手数料			8, 466
その他未払金			108
未払費用			7, 321
未払法人税等			3,650
未払消費税等		※ 2	1, 191
契約負債			7
賞与引当金			916
役員賞与引当金			28
	流動負債計		22, 247
固定負債			
リース債務			3
退職給付引当金			2,720
時効後支払損引当金			64
	固定負債計		2, 787
負債合計			25, 035
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,000
資本剰余金			19, 552
資本準備金			2, 428
その他資本剰余金			17, 124
利益剰余金			55, 960
利益準備金			123
その他利益剰余金			55, 837
別途積立金			31, 680
繰越利益剰余金			24, 157
	株主資本計		77, 513
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			$\triangle 0$
	ア価・換算差額等計		△0
純資産合計			77, 513
負債・純資産合計			102, 548

		(自 2024年4月1日 至	
営業収益			
委託者報酬		55, 266	
運用受託報酬		8, 186	
投資助言報酬		1, 200	
その他営業収益		13	
	営業収益計	10	64, 667
営業費用			01,001
支払手数料		24, 284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18, 581	
調査費		6, 728	
委託調査費		11, 853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
当未批胜負 通信費			
		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料	W 445 # 171 41	39	40.05
ATI, ASS WITH THE	営業費用計		43, 658
一般管理費			
給料		5, 154	
役員報酬		89	
給料・手当		5, 002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費		※ 1 790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一般管理費計		9, 933
営業利益	, Z, H Z, H		11, 075

(中匹・ロガト)			
	第40期中間会計期間		
	(自 2024年4月1日 至	至 2024年9月30日)	
営業外収益			
受取利息	2		
受取配当金	448		
時効成立分配金・償還金	0		
為替差益	26		
金銭の信託運用益	2		
雑収入	6		
時効後支払損引当金戻入額	7		
営業外収益計		494	
営業外費用			
早期割増退職金	6		
営業外費用計		6	
経常利益		11, 563	
特別損失			
固定資産除却損	3		
関係会社株式評価損	31		
特別損失計		35	
税引前中間純利益		11,528	
法人税、住民税及び事業税		3, 685	
法人税等調整額		320	
法人税等合計		4, 006	
中間純利益		7, 522	

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

				株主資本			
			資本剰余金		利益剰余金		
						その他和	益剰余金
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	27, 490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7, 522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	_	_	_	-	_	-	△3, 333
当中間期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	24, 157

	株主	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金	## → 次 ↓	その他	評価・換算	純資産
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	差額等合計	合計
当期首残高	59, 294	80, 846	△0	△0	80, 846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10 , 855	△10, 855			△10, 855
中間純利益	7, 522	7, 522			7, 522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3, 333	△3, 333	0	0	△3, 333
当中間期末残高	55, 960	77, 513	$\triangle 0$	$\triangle 0$	77, 513

重要	な会計方針	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.	金銭の信託の評価基準及び 評価方法	時価法
3.	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ・・・・ 8~18年 器具備品 ・・・・ 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4.	外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6.	収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。 当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。 当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)		
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円		
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払 費税等」として表示しております。		

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資產 ··· 76百万円 無形固定資產 ··· 713百万円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	_	_	24, 490
A種種類株式	15, 510			15, 510
合計	40,000	_	_	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日	普通株式 A種種類	575	14, 390	2024年4月1日	2024年4月1日
みなし株主総会	株式				
0004/7/2 17 17 17	普通株式				
2024年6月17日 定時株主総会	A種種類 株式	10, 280	257, 000	2024年3月31日	2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末(2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	_
(2) 金銭の信託	31, 850	31, 850	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	_
資産計	31, 852	31, 852	_

⁽注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
<u>⊢</u> 23	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	_	0	I	0
金銭の信託	_	31, 850	1	31, 850
投資有価証券				
その他有価証券	_	0	_	0
資産計	_	31, 852	_	31, 852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(銀行預金・委託証拠金等)で 構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3, 840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表	取得原価	差額
	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託			
			
小計	I	I	-
中間貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント0ne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0. 0154

^(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率 (議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率50.00%MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率20.00%MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50,00%から51,00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間 2024年4月1日から2024年9月30日まで
 - (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

- (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負

債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金11,605百万円うち金銭の信託11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9, 256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の 額には含まれておりません。
- (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
 - a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資產 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	一百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77, 541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬55, 266百万円運用受託報酬8, 186百万円投資助言報酬1, 200百万円成功報酬一百万円その他営業収益13百万円合計64, 667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1株当たり純資産額

1,937,834円09銭

1株当たり中間純利益金額

188,050円89銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属し ない金額	_
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中 間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平 均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24, 490株)
(うちA種種類株式)	(15, 510株)

⁽注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増 資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

約 款

追加型証券投資信託 グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (限定為替ヘッジ) 約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。) への投資を通じて、主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) (*) に実質的に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - (*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を 含みます。
- ②マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③実質的な組入外貨建資産に対する為替取引は、以下のとおりとします。 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。なお、一部の新興国通貨 については米ドル売り/円買いの為替取引を行うことにより、為替変動リスクの一部低減をめざしま す。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益 (評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の

場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド

(限定為替ヘッジ)

約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀 行株式会社を受託者とします。
 - ②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない 場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,045,024,832円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2046年9月6日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

- 第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,045,024,832口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除し た金額をいいます。

- ③外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

- 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または 1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込み にかかる受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申 込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし ます。
 - ②販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
 - ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社が

それぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④別に定める信託(この信託を除きます。以下同じ。)の受益者が、当該信託の一部解約の請求と同時に、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。
- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

- 第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
 - 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 11. コマーシャル・ペーパー
 - 12. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株 予約権証券および新投資口予約権証券
 - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
 - 15. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託 者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者 の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいい ます。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およ びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等お よび第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行 為を行うことができます。
 - ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うこと

ができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取 得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用取引の指図範囲>

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図>

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益証券および領還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が 取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オ プション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を 上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の

時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が 取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する 全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図>

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通 貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。
 - ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産 に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取 引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な ものについてはこの限りではありません。
 - ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対

象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 (「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的 な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号 の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとし

ます。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為 替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる 為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属すると みなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為 にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。

以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および 信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清 算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指 図ができます。

<資金の借入れ>

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者 の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

<信託の計算期間>

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月7日から翌年9月6日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年9月6日までとします。
 - ②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は 受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および 毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
 - ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および 毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の 配分は別に定めます。
 - ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁 します。
 - ④委託者は、主要投資対象とするグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に属するグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの純資産総額に年10,000分の57.5の率を乗じて得た額とします。

<収益の分配方式>

- 第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類す

る収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌 営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく 収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機

関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と 同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当 該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から 受益者に支払います。
- ⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払 いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益 権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への 記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

- 第46条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって 行うものとします。
 - ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた 一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
 - ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

- 第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当

該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託 者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に 引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当 該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

<約款の変更等>

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場

合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部 の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の 解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関 する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<信託期間の延長>

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

- 第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/
 - ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。
 - ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の 方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第59条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社 が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むも のとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年9月30日 (信託契約締結日)

委託者 DIAMアセットマネジメント株式会社 受託者 みずほ信託銀行株式会社

約 款 付 表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。 グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ) グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

約 款

追加型証券投資信託 グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド (為替ヘッジなし) 約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。) への投資を通じて、主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) (*) に実質的に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - (*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を 含みます。
- ②マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③実質的な組入外貨建資産に対する為替取引は、以下のとおりとします。 原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド

(為替ヘッジなし)

約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀 行株式会社を受託者とします。
 - ②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない 場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金6,933,752,313円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。 ②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2046年9月6日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条 の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

- 第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については6,933,752,313口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除し た金額をいいます。

- ③外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

- 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または 1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込み にかかる受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申 込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし ます。
 - ②販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
 - ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社が

それぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④別に定める信託(この信託を除きます。以下同じ。)の受益者が、当該信託の一部解約の請求と同時に、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤販売会社は、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって行うこの信託にかかる受益権の取得申込みに応じないことができるものとします。
- ⑥第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑦第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑨前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

- 第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。) 受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
 - 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 11. コマーシャル・ペーパー
 - 12. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株 予約権証券および新投資口予約権証券
 - 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
 - 15. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図をすることができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託 者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者 の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいい ます。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およ びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等お よび第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行 為を行うことができます。
 - ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うこと

ができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項 の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引さ れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取 得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用取引の指図範囲>

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図>

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益証券および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が 取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オ プション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を 上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の

時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が 取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する 全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図>

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通 貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。
 - ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取 引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な ものについてはこの限りではありません。
 - ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対

象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 (「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的 な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号 の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとし

ます。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為 替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる 為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属すると みなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者 (受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為 にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。

以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および 信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清 算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指 図ができます。

<資金の借入れ>

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者 の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

<信託の計算期間>

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月7日から翌年9月6日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成29年9月6日までとします。
 - ②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
 - ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は 受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および 毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
 - ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
 - ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁 します。
 - ④委託者は、主要投資対象とするグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に属するグローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの純資産総額に年10,000分の57.5の率を乗じて得た額とします。

<収益の分配方式>

- 第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類す

る収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)
 - ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌 営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく 収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機

関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から 受益者に支払います。
- ⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払 いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益 権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への 記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

- 第46条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって 行うものとします。
 - ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた 一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
 - ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

- 第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、 受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、 委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当

該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。
 - ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託 者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に 引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当 該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

<約款の変更等>

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場

合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該 併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部 の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の 解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関 する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<信託期間の延長>

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

- 第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/
 - ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。
 - ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の 方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第59条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社 が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むも のとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第4条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年9月30日 (信託契約締結日)

委託者 DIAMアセットマネジメント株式会社 受託者 みずほ信託銀行株式会社

約 款 付 表

1. 約款第13条第4項および第5項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。 グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(限定為替ヘッジ) グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)

親投資信託 グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンド 約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)^(*) を主要投資対象とします。

(*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を 含みます。

(2)投資熊度

- ①主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)^(*) に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - (*) DR (預託証券) もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を 含みます。
- ②ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。
- ④株式等の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再委託します。
- ⑤株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑥組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引は行いません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。